

一般社団法人 日本美容外科学会 評議員選任規則

(一般社団法人) 日本美容外科学会定款第3章第4条、および定款施行細則第3章に基づき、評議員選任規則を次のように定める。

第1条 この規則は、一般社団法人日本美容外科学会（以下「本学会」という。）の評議員の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 評議員の選任に際しては、次の各号に記載する事項を選任の基準（以下「評議員選任基準」という。）とし、評議員選任基準は第3条第1項の理事会の推薦を求める申出（以下本条において「推薦の申出」という。）をした時から第4条第1項の選任を決議する時まで満たさなければならない。なお、評議員選任基準は新規に選任される場合（以下「新任」という。）及び任期満了後に再度選任される場合（以下「再任」という。）のいずれにも適用される。

- (1) 日本美容外科学会専門医（以下「本学会専門医」という。）を有する会員で、引き続き3年以上本学会に在籍する正会員であること。ただし、選任される年の3月31日の時点で満68歳に達した者は定款第4条第3項の評議員の候補として理事会の推薦（以下「理事会の推薦」という。）を受けることができない。
- (2) 医師免許取得後10年以上であること。
- (3) 美容外科および形成外科に関する十分な業績・実績のあること。なお、新任で評議員となろうとする場合の当該業績・実績は推薦の申出をする年の前5年間のものとする。
- (4) 候補者の所属する施設のホームページ内容が、厚生労働省が作成した医療機関ホームページガイドラインに沿っていること。
- (5) 同一施設内から複数の評議員を推薦する場合は、本学会に在籍する正会員が10名以上常勤している施設内からであることを要する。なお、同施設内から理事会の推薦を受けられる会員は2名を上限とする。
- (6) 再任により評議員となろうとする場合は、正当な理由なく連続して2回以上定時社員総会を欠席した者でないこと。なお、本号においては定款第16条第3項の書面による決議又は代理人による決議をした者は欠席した者とする。

第3条 評議員となろうとする会員は、評議員の選任がされる定時社員総会の開催される年の3月31日までに、理事長宛に評議員2名による推薦状（以下「推薦状」という。）、業績録・実績及び別刷（又は複写）を提出して、理

- 事会の推薦を求める申出をしなければならない（申出をした会員を以下「推薦依頼者」という。）。なお、再任により評議員となろうとする推薦依頼者については、推薦状、業績録・実績及び別刷（又は複写）の提出を要せず、再任の意思を有すること及び第2条各号の基準を満たすことの確認で足りる。
- 2 理事長が委嘱する評議員選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、すべての推薦依頼者について評議員選任基準に基づく審査を行いその結果を理事長に報告する。理事会はその報告に基づき、定時社員総会に推薦すべき会員を決定する（推薦の決定を受けた会員を以下「評議員候補者」という。）。なお、評議員候補者が第4条第1項によって選任されるまでの間に評議員選任基準を満たさないことが判明した場合は、理事長は同決定を取消しその旨を理事会に報告する。
 - 3 理事会は、特に必要と認める場合には、第2条第1号の規定にかかわらず本学会専門医を有しない会員を評議員候補者とすることができる。
 - 4 前項の推薦は、第1項の規定にかかわらず評議員4名による推薦状（以下「特別推薦状」といい、推薦状又は特別推薦状を作成した評議員を総称して「推薦者」という。）、業績録・実績及び別刷（又は複写）を提出することにより推薦依頼者となり（以下本項による推薦を「特別推薦」という。）、選考委員会において特別推薦状がその要件を満たすこと、第2条第1号のうち本学会専門医を有する会員であること以外の事項及び他の第2条各号が定める事項をすべて満たすことの審査を経た後、理事会において慎重な審議を行った上、決定する。なお、特別推薦による選任の場合に再任はないが、評議員の任期満了に伴い新たに本項に定める手続を経て特別推薦を受けることは妨げない。
 - 5 特別推薦によって選任された評議員は、任期満了に伴う新たな特別推薦を受ける場合には自ら特別推薦状の作成者となることができない。
 - 6 選考委員会は、必要に応じて評議員候補者とならなかった推薦依頼者及びその推薦者（全員を要しない）にその審査結果を通知する。

第4条 評議員は、評議員候補者の中から、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席する定時社員総会において、出席した当該社員の議決権の過半数の賛成により選任される。

- 2 過半数の賛成を得た者を合計すると評議員の数が100名を超えることになるときは、賛成数の多い者から順に100名に達するまでの者をもって評議員に選任されたものとする。
- 3 選考委員会は、選任された評議員の氏名を公示し、必要に応じて選任されなかった評議員候補者及びその推薦者（全員を要しない）に対し第1項の決議

の結果を通知する。

第5条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。なお、特別推薦による選任の場合に再任はないが、評議員の任期満了に伴い新たに特別推薦を受けて選任されることは妨げない。

第6条 この規則は、理事会の議決によって変更することができ、社員総会の承認を得て実施できる。

付記

評議員選任規則第2条第1項(3): “十分な業績・実績”

*選任申出の業績・実績には、美容外科および形成外科に関する3回以上の学術集会発表歴(筆頭もしくは発表指導者)、あるいは1編以上の学術論文執筆歴(筆頭もしくは筆頭指導者)を有していること。

*学術集会発表歴には、特別講演や教育講演等の講演歴、ランチョンセミナー等関連プログラムの講演歴、学術集会の座長や司会歴も含まれる。

*発表指導者(執筆指導者)とは、共同発表者(共同執筆者)の中で最も指導的立場にいる発表者(執筆者)が該当する。

付 則

1. この規則は、平成26年9月2日より施行する。
2. 平成28年10月23日改定
3. 令和6年9月18日改定
4. 経過措置
 - (1) 令和6年9月18日改定の規則は同日から施行する。
 - (2) 令和6年9月18日開催の定時社員総会において選任(新任及び再任の双方を含む)された評議員で一般社団法人日本形成外科学会形成外科専門医を有するが当学会専門医を有しない会員(以下「旧基準を満たす評議員」という。)は、令和12年開催の定時社員総会の終結の時まで第2条第1号

の適用については本学会専門医を有するものとする。従って、旧基準を満たす評議員は、令和8年及び令和10年開催の各定時社員総会において第2条第1号のうち本学会専門医を有する会員であること以外の事項及び他の同条各号が定める事項をすべて満たすことにより本規則所定の手続を経て評議員となることができるが、令和12年開催の定時社員総会においては評議員選任基準をすべて満たさなければ評議員となることはできない。